

阿 南 市

避難行動要支援者避難支援プラン

平成28年1月

(平成29年2月改正)

阿 南 市

目 次

第1章 総則

1 避難支援プラン作成の目的	1
2 推進体制	1

第2章 要支援者支援の推進体制

1 官民協働による要支援者の避難支援	2
2 市の役割	2
3 地域の役割	3
4 関係機関・団体の役割	4
5 要支援者自身の役割	5

第3章 要支援者情報の把握・共有

1 要支援者名簿の作成	6
2 意思確認の実施	7
3 要支援者名簿情報の提供	7
4 避難支援者の選出	8

第4章 要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の基本的な考え方	9
2 個別計画の作成	9
3 個別計画の共有	9
4 個別計画の作成時期	10
5 防災訓練の実施	10
6 見守り活動の実施	10

第5章 発災時における避難支援等について

1 基本的な考え方	11
2 要支援者の避難行動支援及び安否確認	11
3 多様な情報伝達手段の確保	12
4 要支援者の移送	13
5 避難生活の支援	13

第1章 総則

1 避難支援プラン作成の目的

近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大震災や、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模災害が発生しています。災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。

防災対策の推進に当たっては総合的な取組が重要であり、中でも避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）（注1）の避難支援対策は大きな課題となっています。

本市では、地震・津波や風水害等の災害に備え、要支援者の支援を迅速かつ適確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的として避難支援プランを作成します。

また、災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、要支援者の総合的な支援対策を講ずるため、さらに、要支援者ごとに「個別計画」を作成し、地域における要支援者一人一人の支援活動を推進するための指針とします。

注1：避難行動要支援者

「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難で、避難確保に特に支援を要する者」をいう。平成25年の災害対策基本法の改正により規定された。

2 推進体制

市は、要支援者の避難支援を的確に実施するため、危機管理課、福祉課、介護・ながいき課及び消防本部で構成する連絡会を設置し、要支援者の支援対策を推進します。

第2章 要支援者支援の推進体制

1 官民協働による要支援者の避難支援

災害時の対策は自助を基本として、地域や行政機関が協力して進めることが必要です。避難支援プランは、官民が協働して高齢者や障がいがある人などの避難に当たって支援が必要な人の名簿に基づき、その一人一人について誰が支援するかなど、具体的な避難支援の仕組みづくりを目指すものです。

2 市の役割

平常時における要支援者の避難支援に関する役割は、次のとおりです。なお、災害発生時には、阿南市地域防災計画により災害対策本部等を設置します。

(1) 危機管理課

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、福祉課及び介護・ながいき課との連携のもとに要支援者情報を集約・整理した避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成し、外部提供することに本人の同意が得られた要支援者名簿情報を地域の関係機関等と情報共有するとともに、個別計画の作成を支援します。

また、地域で行われる防災訓練を支援し、地域における支援体制構築に努めます。

(2) 福祉課、介護・ながいき課

平常時には、要支援者情報を収集・整理するとともに、危機管理課と連携し、要支援者名簿の作成及び更新を行います。

また、日常業務を通じて支援団体や支援者となる市民、地域組織等との関係づくりや災害時の避難支援に関する取組の周知・広報に努めます。

(3) 消防本部

平常時には、避難支援体制の整備を支援します。

また、消防団による個別計画の作成を支援します。

3 地域の役割

要支援者の避難支援に関する地域の役割は、次のとおりです。

(1) 自治会

日頃から要支援者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生・児童委員や高齢者お世話センターと連携し、要支援者の見守り活動を行うとともに民生・児童委員、自主防災組織や消防団と協力して要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

(2) 自主防災組織

自主防災組織は、市民相互の協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日頃から自治会と連携し要支援者と顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを行うとともに、自治会や民生・児童委員や消防団と協力して要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、避難情報を支援者に伝えるとともに自治会や地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

(3) 民生・児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて要支援者の見守り活動を行うとともに、自治会、自主防災組織や消防団と協力して要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員と協力し、要支援者の相談に応じます。

(4) 支援者

要支援者を日頃から見守り、災害のおそれがある場合には、自主防災組織等からの避難情報を受け、要支援者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

4 関係機関・団体の役割

要支援者の避難支援に関する関係機関・団体の役割は、次のとおりです。

(1) 民生・児童委員協議会

自治会、自主防災組織など地域の関係団体と連携強化を進めます。

災害発生時には、保管している「要支援者名簿」を開示し、安否確認等を行います。

(2) 社会福祉協議会

民生・児童委員協議会などの支援団体と連携しながら、実効性のある避難支援が行えるよう調整を行います。

災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを適確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人の受入れを行うとともに、ボランティアが効果的に活動できるよう調整を行います。

(3) 高齢者お世話センター

自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団などと連携し、要支援者の情報収集や見守り活動を行います。

また、自治会や自主防災組織に協力し、要支援者の個別計画の作成を支援します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員と協力し、要支援者の相談に応じます。

(4) 消防団

消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、地震・津波や風水害の大規模災害時にも、消防署員とともに消防・救助活動に当たり、地域の消防・防災のリーダーとしての役割を果たします。

また、自治会、民生・児童委員や自主防災組織と協力して要支援者の個別計画を作成します。

(5) ボランティア団体

社会福祉協議会と連携し、被災した要支援者へ様々な支援活動を行います。

5 要支援者自身の役割

要支援者自身の役割は、次のとおりです。

(1) 隣近所や地域の支援者等との関係づくり

地域の様々な組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。各地域で実施される防災訓練等に積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

(2) 必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを適確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別計画作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を支援者に伝えるようにします。

(3) 避難経路の確認

自宅から避難所等まで家族や支援者などとともに実際に歩いてみて、事前に経路の確認をします。自力歩行が困難な者は、車椅子等の移動用具等を確保しておきます。

(4) 非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備え、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯ができるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても支援者に情報が伝わるよう表示しておきます。

第3章 要支援者情報の把握・共有

1 要支援者名簿の作成

(1) 要支援者名簿の目的

要支援者名簿は災害発生時に要支援者の避難の支援、安否の確認その他要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行うための基礎とするものです。

(2) 要支援者名簿の対象者

要支援者名簿の対象者は、生活の基盤が自宅にある次に規定する人です。

ア 75歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者

イ 要介護状態区分が要介護3から5の認定を受けている者

ウ 身体障害者手帳1級又は2級の視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由の者

エ 療育手帳A1又はA2を所持する者

オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

カ 難病患者（次のいずれかの要件を満たす者）

- ・小児慢性特定疾病

- ・「重症患者」及び「高額かつ長期」該当者

- ・障害者総合福祉支援法上の障害福祉サービスを受けている難病患者

キ 上記以外で市長が支援をする必要があると認めた者

(3) 要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他避難支援等の実施に必要な事項

(4) 要支援者名簿作成に関する関係部署の連携

要支援者名簿は、危機管理課、福祉課、介護・ながいき課及び消防本部が把握している要支援者情報を住民基本台帳の情報を基に整理して作成します。

また、真に支援が必要な人が抜け漏れることがないように、本人からの申出や避難支援者又は関係機関等から提供された情報についても併せて整理します。

(5) 要支援者名簿情報の更新

要支援者の状況は常に変化することから、名簿作成に係る関係部署は、要支援者名簿情報を最新の状態に保つように努めなければなりません。

2 意思確認の実施

市は、要支援者名簿情報を平常時から外部提供することについての意思確認を要支援者本人に行います。この意思確認は、年1回郵送を基本として行うこととします（既に意思表示を行っている者を除く。）。

3 要支援者名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

要支援者名簿登録者の内、平常時から外部提供することについて、本人の同意が得られた要支援者名簿情報については、要支援者を支援することの同意が事前に得られている関係機関又は団体等（以下「避難支援等関係者」という。）に限りあらかじめ提供します。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、要支援者名簿情報を提供します。この場合は、要支援者名簿情報を提供することについて本人の同意は得ません。

(2) 名簿情報の管理

市は、避難支援等関係者に対して要支援者名簿情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該支援者名簿の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとします。

要支援者名簿情報の提供については、情報の漏えいや改ざん等の危険性を考慮して、紙媒体による提供を行うものとし、原則として年1回、名簿情報の更新を行います。

4 避難支援者の選出

市は、自治会や自主防災組織等への制度の周知と協力を働きかけ、地域住民の協力を得ながら要支援者に対応する共助を行うための避難支援者の選出を支援します。

なお、避難支援者の選出に当たっては、要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであって責任を伴うものでないこと、また、避難支援者の不在や被災などにより要支援者の支援が困難になる場合もあり、要支援者の安全な避難には、要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、要支援者、避難支援者の双方に十分な理解を得ることとします。

第4章 要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の基本的な考え方

災害の発生時や災害のおそれが強まった際には、要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難に支援を要する一人一人について、誰が支援し、どこの避難所へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ計画（個別計画）しておく必要があります。個別計画は避難の支援を要する人について、平常時から、いざというときのための支援方法等を明確にすることを目的として作成するものです。

また、要支援者の状況には個人差があり、その特性に合わせた支援が必要となること、また、支援を行う者と支援を受ける者が互いに信頼に基づく顔の見える関係を築いていることが重要となることから、個別計画の作成は、それぞれの地域において、要支援者本人、家族及び避難支援等関係者の具体的な話合いを通じて、個々に進めていくことが必要です。

2 個別計画の作成

避難支援等関係者は、提供された要支援者名簿を基に、要支援者本人や家族を含めた個別の話合いを実施し、具体的な支援方法の検討や支援に必要な情報の収集を行い、個別計画の作成を行います。

原則として、要支援者一人に対して、複数人の避難支援者を選定することとします。しかしながら、地域の実情等により特定の個人を避難支援者として選定することが困難な場合には、個人名でなく「〇〇自主防災会」や「××町内会」といった選定でも可としますが、その場合には、個別計画の実効性を十分に検証する必要があります。あり、ふだんから住民同士が顔の見える関係を構築していることが必要となります。

3 個別計画の共有

個別計画は要支援者本人やその家族、市の必要最小限の関係部署のほか、避難支

援等関係者などの要支援者本人が同意した者で情報を共有します。個別計画には要支援者の個人情報が多く含まれていることから、共有する際には、個人情報の保護を徹底することとします。

4 個別計画の作成時期

個別計画の作成は急務ですが、作成には情報収集のほか、多くの関係機関や地域住民の理解と協力が不可欠であることから、それぞれの地域の状況を踏まえて順次作成に努めることとします。

5 防災訓練の実施

いざという時、迅速かつ適切な避難支援を実行するためには、平常時から地域の防災訓練に要支援者と避難支援者が積極的に参加し、個別計画に基づく避難支援の訓練を繰り返し行っていくことが大切です。また、避難支援者だけでなく地域住民全体の理解と協力も必要となります。

6 見守り活動の実施

災害時に地域の共助を発揮するためには、平常時から住民同士のつながりを強めておくことが重要であることから、避難支援等関係者は、平常時から要支援者名簿情報を活用した要支援者への声かけや見守り活動を推進していきます。こうした活動を通じて住民のコミュニケーションが活性化すれば、よりきめ細やかで実効性の高い避難支援が可能となります。

第5章 発災時における避難支援等について

1 基本的な考え方

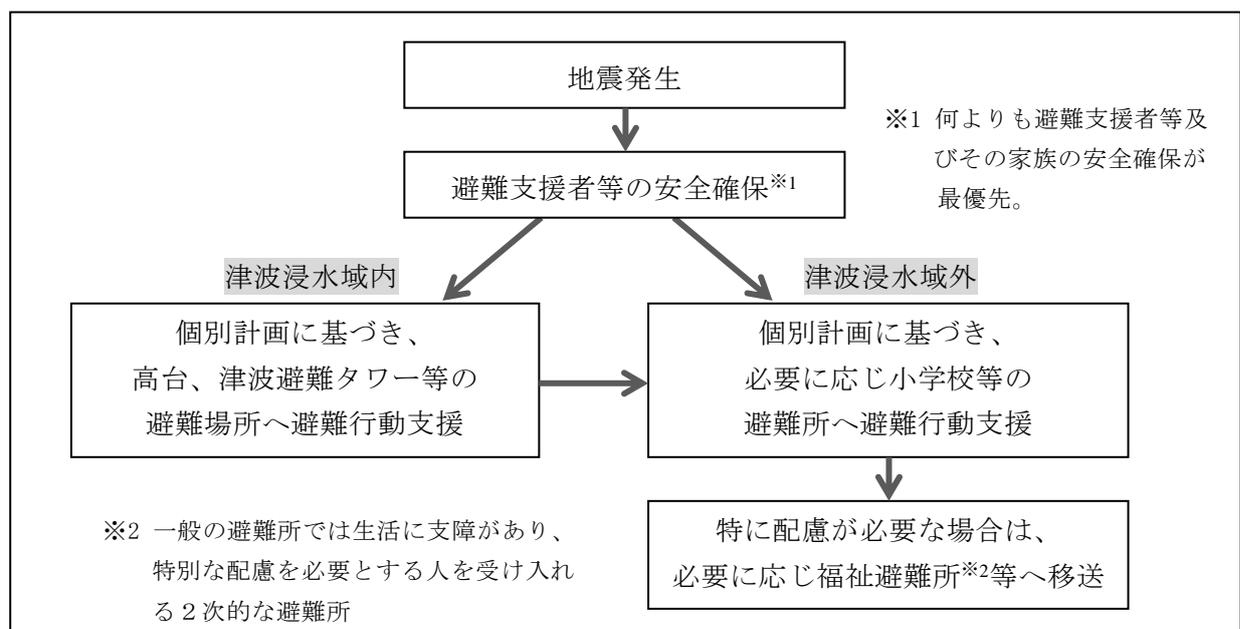
市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合があるが、その際、避難支援者及び避難支援等関係者は、可能な範囲で要支援者への情報提供、避難行動支援及び安否確認を実施することとします。

特に、大規模災害発生時には、まずは要支援者本人や家族の自助、地域の共助による主体的な避難行動や避難支援が重要となります。ただし、避難支援者及び避難支援等関係者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、発災時に避難行動支援ができない場合でも何ら責任が伴うものではありません。

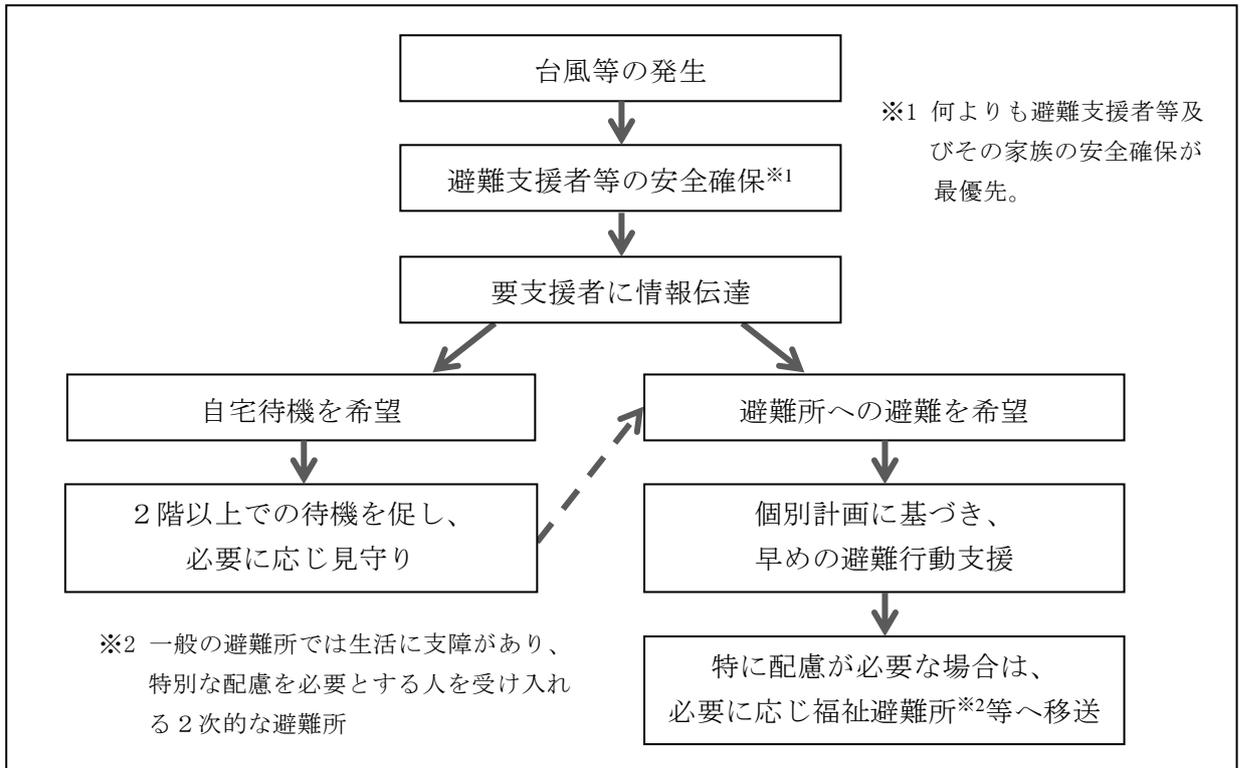
2 要支援者の避難行動支援及び安否確認

(1) 避難支援者等が行う発災時の行動イメージ

ア 南海トラフ地震の津波災害など、避難の時間的余裕がない災害



イ 台風等の一般の風水害



(2) 発災時の安否確認

市は、避難支援等関係者その他の者に対して要支援者名簿情報を必要に応じて適切に提供するとともに、各団体等と連携して安否確認を実施します。

3 多様な情報伝達手段の確保

(1) 避難のための情報伝達

市は、要支援者等に対し、正確かつ迅速に避難のための情報提供を行うため、個々の要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、多様な情報提供の仕組みを構築していきます。併せて地域住民等との連携による伝達など、あらゆる手段を組み合わせ、伝達手段の整備に努めます。情報伝達に当たっては、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するよう努めます。

(2) 指定避難所における情報伝達

避難後の指定避難所等での避難生活においては、個々の要支援者が必要な情報

を確実に受け取ることができるよう多様な伝達手段を検討します。

4 要支援者の移送

市は、1次避難場所又は指定緊急避難場所から指定避難所へ、また、指定避難所から福祉避難所等へ要支援者を適切に移送する手段等について検討を行います。

5 避難生活の支援

災害時には公助が十分に機能しない場合があることを踏まえ、避難所においては、避難者一人一人が主体的に運営に関わり、共に助け合いながら避難生活を送ることが求められます。発災時、避難行動支援や救助活動によって助かった要支援者の生命・身体を避難後の生活で失うことがないように、平常時から構築された共助による支援体制と公助による支援とが連携して、避難生活の支援を行っていく必要があります。